

ガバナンス Governance

コーポレートガバナンス	119
内部統制	122
リスクマネジメント	123
コンプライアンス	124
イノベーションマネジメント	131
情報セキュリティ	133
輸出入管理の取り組み	134

ガバナンス：コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンス

2022年度の目標	2022年度の実績	自己評価	2023年度の重点取り組み目標
<ul style="list-style-type: none"> ■ 決裁権限の見直しによる意思決定スピードの向上 ■ 「ESGに重点を置いた経営」の早期具現化を狙いとした新たな事業推進体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ビジネスユニット長の決裁権限の拡大 ■ 海外統轄本部、デジタルヘルスケア事業推進室、ESG推進室の設置 	★★	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会の更なる機能向上に向けた体制づくり ■ 経営戦略会議の効果的・効率的な運営

自己評価：★★★目標を上回る成果があった ★★目標を達成 ★一定の成果があった

基本的な考え方

当社は、経営理念の一節に掲げている「株主、取引先をはじめ、全ての協力者との相互繁栄を期す」という考えの基、「透明性」「客観性」「健全性」を確保した迅速かつ確かな経営により、企業価値の最大化を実現することをコーポレートガバナンスの基本的な考え方としています。

こうした考えから、社外取締役を選任し、また、監査等委員会を設置することで、取締役の職務執行の監督機能の強化および取締役会における意思決定の機動性を高めています。

一方、業務執行については、執行役員制度の導入により、監督／意思決定機能と業務執行機能を分離することで、迅速かつ効率的な業務執行を着実に遂行できる体制を構築しています。さらに、ビジネスユニットを単位として収益責任を明確にする「分社化経営」を推進することで、個別の事業・オペレーションを徹底的に強化するとともに、本社組織であるCEOオフィスと管理統轄本部で統制しています。

加えて、全ての取締役、執行役員および従業員のコンプライアンス意識の高揚を図るため、具体的な行動指針として「シャープグループ企業行動憲章」を制定し、浸透に取り組んでいます。

当社のコーポレートガバナンス体制

<監督／意思決定機能>

当社の取締役会は、法令で定められた事項や経営に関する重要項目を決定するとともに、業務執行の状況を監督しており、原則として毎月開催しています。

取締役会は、当社グループの事業に精通した社内取締役と、社会・経済動向や経営などの分野に関する高い見識や豊富な経験を有する人材から選任する社外取締役で構成しています。

また、取締役会はその諮問機関として任意の「指名委員会」および「報酬委員会」を設置しています。指名委員会は取締役会に対して取締役候補者の推薦を行い、報酬委員会は取締役会の委任を受け取締役に対する報酬および賞与の額を決定しています。なお、両委員会の構成員の過半数を独立社外取締役とし、委員長は独立社外取締役が務めることとしています。また、親会社グループと当社グループとの取引で経営戦略会議に付議すべき案件で重要なものについては、決定に先立ち、独立社外取締役が過半数を占める取締役会において取引の必要性・合理性・妥当性につき審査を受け、承認を得ることとしています。

加えて、取締役会の諮問機関として「内部統制委員会」を設置し、内部統制および内部監査に関する基本方針・整備・運用の状況などを審議し、取締役会に報告するとともに、必要に応じ取締役会に付議しています。

■ 監督／意思決定機関の構成

	全構成員	社内取締役	社外取締役	取締役以外	議長／委員長
取締役会	7人	2人	5人	0人	議長：社長兼CEO
指名委員会	3人	1人	2人	0人	委員長：独立社外取締役
報酬委員会	3人	1人	2人	0人	委員長：独立社外取締役
内部統制委員会	7人	2人	3人	2人	委員長：社長兼CEO

■ 取締役（監査等委員除く）／監査等委員である取締役

	全構成員	社内取締役	社外取締役	独立役員	任期
取締役（監査等委員除く）	4人	2人	2人	2人	1年
監査等委員である取締役	3人	0人	3人	2人	2年

ガバナンス：コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンス

<業務執行機能>

取締役会規則により、取締役会が決議すべき事項として、法令や定款で定められた事項の他、経営基本方針や経営計画その他の経営上の重要な事項を定めています。

その他の経営および業務運営に関する事項の決定については、職務権限規程などの社内規程を定め、当該規程に基づき決裁することとしています。このうち、特に全社的な経営および業務運営に関する重要な事項については、これを審議する機関として、執行役員（CEO、副社長、CFO）を構成員とする「経営戦略会議」を設置し、適宜開催することで、経営の迅速な意思確認を行っています。

<監査機能>

監査等委員会は、3人の監査等委員である取締役で構成されており、全員が専門的な高い知見を有する社外取締役であり、そのうち2人は財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。また、2人は独立役員であり、1人は常勤の監査等委員です。なお、社外取締役の独立性の基準として「社外取締役の独立性判断基準」を定め、当社Webサイトに開示しています。

監査等委員会は、業務執行取締役、内部監査部門ならびに会計監査人などと定期的に意見交換を行い、業務執行の適法化・適正化・効率化に努めています。また、経理・法務などの専門知識を備えた専属の従業員により構成される「監査等委員会室」を設け、監査等委員会をサポートしています。

当社は、会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人の監査を受けており、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保しています。また、監査を通じて、業務改善につながる提案を受けています。

なお、内部監査部門として業務執行部門からの独立性を保つため、社長直轄組織下に「監査部」を設置し、業務執行の適正性および経営の妥当性、効率性の監査をしています。加えて、業務・経営改善の具体的な提言を行い、経営効率の向上および内部統制システムの充実を図っています。

関連情報：> [コーポレート・ガバナンス](#)

関連当事者取引等の管理

シャープでは、関連当事者取引等[※]が会社の財政状態や経営成績に不利な影響を及ぼすことがないように、「関連当事者取引規程」を制定し、管理を行っています。

関連当事者を一覧にしたリストを作成し、取引開始時に関連当事者取引等に該当するかどうかを確認しています。関連当事者取引等も通常の取引と同様の社内決裁手続を経ています。その際に、取引の必要性、合理性、取引条件の妥当性を検討し、より慎重な判断の上で取引を決定しています。

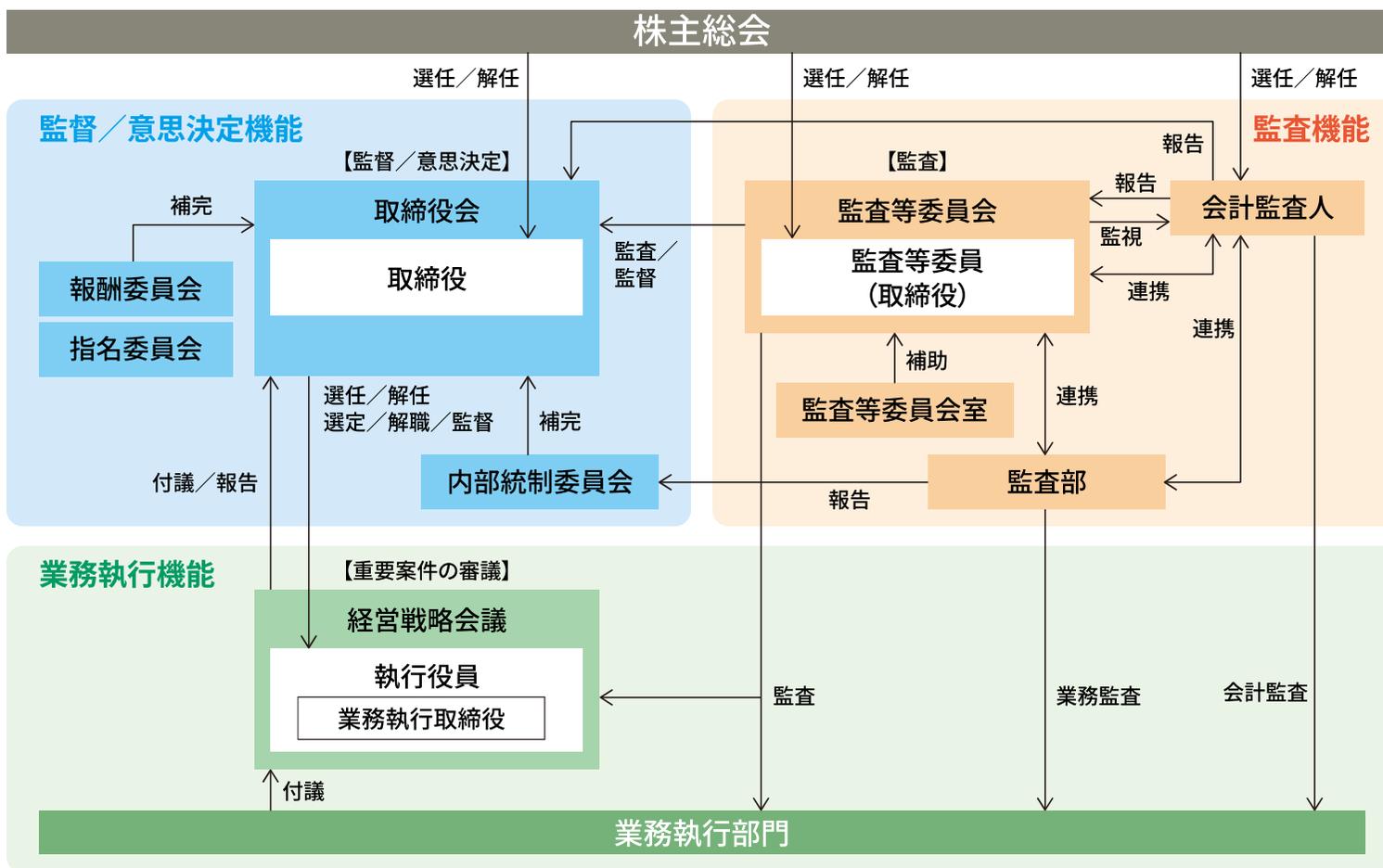
なお、年に1度、社外取締役が指定した取引の内容を検証し、その結果を取締役会へ報告しています。

[※] 関連当事者取引および経営者関与取引。
 関連当事者取引：当社の役員、子会社、大株主など、当社と一定の関係がある会社・人物との取引。
 経営者関与取引：当社の経営者自らが紹介・企画した取引。

ガバナンス：コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンス

■ 当社のコーポレートガバナンス体制（2023年6月28日現在）



ガバナンス：リスクマネジメント

リスクマネジメント

2022年度の目標	2022年度の実績	自己評価	2023年度の重点取り組み目標
<ul style="list-style-type: none"> ■ 新たな連結子会社（堺ディスプレイプロダクト他）における、リスクマネジメント関連規程に基づく管理体制の整備、重大なリスク事案が顕在化した場合の対応の徹底 ■ 事業継続マネジメント運用の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 堺ディスプレイプロダクトにおける、リスクマネジメント関連規程に基づく管理体制整備、重大なリスク事案が顕在化した場合の対応の徹底 ■ 事業継続計画（BCP）の整備状況調査および整備の再徹底 	★★	<ul style="list-style-type: none"> ■ 重大なリスク事案が顕在化した場合における幹部・関係部門への報告ルールの見直しおよび各事業本部・関係会社への徹底

自己評価：★★★ 目標を上回る成果があった ★★ 目標を達成 ★ 一定の成果があった

リスク管理の基本的な考え方

シャープでは、ステークホルダーの期待に応え、社会的責任を果たし、事業を継続的に発展させるための重要な活動の1つとして、リスクマネジメントを位置付けています。

基本的な考え方として「ビジネスリスクマネジメント規程」を制定し、リスク管理体制構築のもと、経営への影響が特に大きいリスク項目を「特定リスク」として選定・管理しています。全ての特定リスクについて、全社を横断的に管理する機能部門と、自らの事業領域における管理を担当する事業本部・関係会社が連携し、リスクの最小化・適正化や、未然防止の取り組みを行っています。

また、経営環境・市場の変化に対応するため、定期的に特定リスクの設定・見直し、評価・得点化、特定リスクの未然防止策および顕在化した場合の対応策の検討・策定を行っています。検討・策定した内容は管理本部長が確認後、代表取締役社長兼CEOが委員長を務める内部統制委員会へ報告しています。内部統制委員会には、後述する重大なリスク事案の概要や対応内容・その件数も報告しています。なお、内部統制委員会へ報告した内容は取締役会にも報告しています。

重要なリスク事案発生時の対応

「ビジネスリスクマネジメント規程」では、重大なリスク事案が発生した場合の対応ルールを定めています。緊急事態発生時の迅速かつ適切な行動により、自社のみならず、社会に対する損失の最小化と被害の拡大防止を図るとともに、ステークホルダーに対して速やかな情報開示を行うよう規定しています。そして、発生した重大なリスク事案の重要性・優先度等に応じ、代表取締役社長兼CEO、代表取締役副社長、CEOオフィス室長、管理統轄本部長、常勤監査等委員、関係部門長へ報告しています。

2022年度は、84件の重大なリスク事案が報告されました。また、シャープグループにおけるリスクマネジメント関連規程に基づく管理体制の見直しや重大なリスク事案が顕在化した場合の対応の再徹底を行いました。

事業継続マネジメントの推進

シャープは、地震や感染症の流行などの大規模災害において事業の継続や早期復旧を可能にするため、BCP※を策定しています。策定済みのBCPにおいては「人命最優先」「事前対策および災害時復旧対策の整備」「地域社会、取引先の支援」をグループ共通の基本方針とし、定期的に見直すとともに、組織変更や事業内容の変化に応じた見直しや訓練によって、組織の事業継続能力の維持・改善を図っています。万一、大規模災害が発生し、当社の事業活動に甚大な影響が予想される場合には、本社に緊急対策本部を立ち上げ、被災地域の拠点をサポートするとともに、拠点と連携し、従業員およびその家族の安全確保を中心とする初動対応、事業継続・復旧への対応を行います。

2022年度は、策定したBCPの定期的な見直しや訓練の対応状況を調査するとともに継続した取り組みを再徹底しました。また、新型コロナウイルス感染症に対し、各拠点の職場環境・人員・職種・業務内容等を考慮した従業員の感染防止対策を実施し、感染者が発生した場合には、本社へ迅速に報告するとともに、現場部門にて必要な諸対策を実施し、事業継続への対応に取り組みました。

今後も、あらゆる災害や感染症に備え、継続的に取り組んでいきます。

※ Business Continuity Plan（事業継続計画）。

ガバナンス：コンプライアンス

コンプライアンス

2022年度の目標	2022年度の実績	自己評価	2023年度の重点取り組み目標
<ul style="list-style-type: none"> ■ グローバルでのコンプライアンスリスク低減施策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 東南アジア・オセアニア・中近東地域等に所在する関係会社に対して贈収賄リスク管理のプロセスの導入および贈収賄等の防止に関する規程の更新の推進 ■ 日本、欧州および中国の個人情報保護法制定・改訂に伴う各種対応（実態調査、契約締結、書式改訂等）の実施 	★★	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国内・海外でのコンプライアンスリスク低減施策の推進 ■ 中国個人情報保護法への対応の継続推進ならびに個人情報管理システムおよび社内規程の整備

自己評価：★★★ 目標を上回る成果があった ★★ 目標を達成 ★ 一定の成果があった

コンプライアンス推進体制

シャープでは、コンプライアンスを「法令及び会社諸規程を遵守し、企業倫理に沿った行動をとること」と定義し、コンプライアンスを重視した経営を実践するため、継続的な取り組みを推進しています。

シャープにおけるコンプライアンスの推進に関する最高管理責任者は管理統轄本部長が担っており、グローバルな視点で基本方針の策定と徹底を行っています。また、統括責任者はCEOオフィス室長が担っており、コンプライアンスに関する具体的な施策の立案・徹底、実施状況の確認、是正措置の立案・徹底を行っています。これらのもとで各事業本部長は、自本部のコンプライアンスについて責任を負うとともに、自本部傘下の子会社・関連会社（以下、関係会社）のコンプライアンスの推進について指導・監督する責任を負っています。国内外の各関係会社におけるコンプライアンスの推進については、当該関係会社の社長が責任を負っています。

また、業務の遂行においては関係する個々の法令のうち、全社的な影響を及ぼす恐れのある重要な法令の分野ごとに法令主管部門を設置し、法令などの遵守の徹底を図っています。各法令主管部門は、主管する重要法令の内容を把握し、全社的な事業・共通業務への影響を検討した上で、必要に応じて事業・業務の見直し、会社諸規程の改定、日常業務基準の策定・改定、役員・従業員への周知・指導などを行っています。

コンプライアンスに関するリスクが顕在化した場合は「コンプライアンス基本規程」および「ビジネスリスクマネジメント規程」に基いて適切に対応するとともに、是正措置を講じて再発防止を徹底します。

コンプライアンスに関する教育

シャープにおけるコンプライアンスを推進していく上で、役員・従業員の一人ひとりが遵守すべき事項、禁止事項、取るべき行動の具体的な基準を示す「シャープグループ・コンプライアンス・ガイドブック」を策定し、社内に公開・徹底しています。

また「シャープ行動規範」や重要な法令分野（競争法遵守・腐敗防止・個人情報保護など）に関するコンプライアンス研修（eラーニングを含む）を定期的実施しています。2022年度はシャープ（株）、国内関係会社、労働組合などを対象に約18,000人が受講※しました。また、海外の各拠点においても行動規範の周知を図っています※。

※ P.008参照。

ガバナンス：コンプライアンス

コンプライアンスに関する通報窓口

シャープ（株）および国内関係会社では、2022年6月に改正施行された「公益通報者保護法」に準拠し、業務に関する法令違反や「シャープグループ企業行動憲章・シャープ行動規範」・社内規程・社会通念・倫理全般を逸脱した言動に関する総合通報窓口「クリスタルホットライン」を社内および顧問法律事務所に設置しています。また、競争法に関する専用相談窓口として「競争法ホットライン」を社内および顧問法律事務所に設置しています。これらのホットラインは、従業員、派遣社員、お取引先様※から電子メール・電話などによって通報を受け付けています。なお、クリスタルホットラインは匿名での利用が可能です。これらに加え、マタニティハラスメントを含むセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなど、職場でのハラスメントに関する専用の社内通報窓口「ハラスメント相談窓口」も設置しています。

いずれにおいても、それぞれの運用ルールに従って、通報の受付・事実調査を行うとともに、その対応内容を通報者へ回答します。調査の結果、法令・社内ルールの違反行為、その他コンプライアンス違反（社会通念・倫理全般からの逸脱行為）が明らかになった等の場合は、改善策・再発防止策を講じています。これらの通報については「シャープ行動規範」および各窓口の運用ルールにおいて、通報者を特定する情報および通報内容等を秘匿すること、通報した事実を理由とした不利益な取り扱いを受けないことを明確に規定し、全役員・従業員を対象とした研修等を通じて社内へ徹底しています。なお、クリスタルホットラインでは、通報対応完了から半年後に、通報者に対し通報したことを理由とした不利益の有無を確認する他、通報対応完了から一定期間経過後に、通報事案に関する是正措置・再発防止措置が適切に機能していることを確認しています。

2022年度は「クリスタルホットライン」へ43件、「ハラスメント相談窓口」へ1件の通報があり、事実確認・改善・是正指導を行いました。「競争法ホットライン」への通報はありませんでした。

海外の主要な拠点では、各国の法制度等を勘案し、拠点ごとに通報窓口を設置し、諸問題の早期解決への対応を図っています。2022年度は延べ88件の通報を受け付けました。

国内外の通報概要と件数は、代表取締役社長 兼 CEOが委員長を務める内部統制委員会および取締役会に報告しています。

競争法遵守の取り組み

日本における「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」およびこれに相当する諸外国・地域で適用される、市場における公正かつ自由な競争の維持と促進による消費者の利益確保などを目的とした法令・条約（以下、競争法）の遵守のため、シャープグループ全体の競争法遵守に関する規程を整備しています。カルテルについては「独占禁止法遵守マニュアル（行動指針）」に従業員が業務上遵守すべき基本的な事項を定めています。

加えて、従業員への啓発として、取引類型別に競争法上の注意点を纏めたガイドブックの作成、eラーニング等による定期的な社内研修の実施、日本国内および海外の競争法に関する他社摘発事例や主な法令改正の情報の社内への周知をしています。

なお、さまざまな物価が上昇する社会情勢を受けて価格改定の検討に当たってカルテルをはじめとする競争法違反を起こさないよう、通達による競争法遵守の定期的な徹底などを行っています。取引における競争法リスクについては契約書の全数審査および契約締結決裁時の法務部門での合議により、顕在化を防止しています。

また、競争法に関するリスク（カルテル行為や入札談合など）の顕在化をより実効性高く防止するため、各事業部門が競合他社との取引や接触などの実態を定期的に確認し、リスクに応じて法務部門に状況報告をすることで、法務部門として競争法の遵守状況を把握しています。これらの取り組みによりコンプライアンスプログラムを有効に維持しています。

2022年度においては子会社であるDynabook株式会社が入札談合に関与したことにより、公正取引委員会より排除措置命令を受けました。本件に関しては、同社内での再発防止の研修実施にとどまらず、当社および日本国内の関係会社を対象としたeラーニングも実施し、グループ全体での再発防止、コンプライアンスの徹底を図っています。

※ お取引先様は「クリスタルホットライン」のみ利用可。

ガバナンス：コンプライアンス

あらゆる形態の腐敗防止、寄付金などの適正処理

全体方針

「シャープグループ企業行動憲章」「シャープ行動規範」では、直接または間接的な金品と役務の提供、強要などのあらゆる腐敗の防止および寄付金などを適正に処理するための行動原則・行動規準を明記しています。

その上で、上記行動憲章・行動規範に沿った「コンプライアンス・ガイドブック」においても贈収賄の禁止および贈答・接待等についてのポリシーを定めています。

さらに、贈収賄などの腐敗防止に関して役員および従業員がとるべき具体的な行動、禁止される行為の詳細および後述の贈収賄防止体制の詳細を定めた「贈収賄等の防止に関する規程」を制定しています。当該規程に基づき、社内のチェック体制を明確化して、贈収賄行為の未然防止に取り組んでいます。

贈収賄防止規程・体制

代理店・コンサルタントなどの第三者の活用、公務員などへの接待・贈答、そして団体への加盟に当たって、当該対応部門において確認すべきポイントを明確にするとともに、類型に応じて社内決裁取得時の合議部門を設定するなど、明確かつ実効性のある仕組みを構築しています。

また、「贈収賄等防止に関する規程」においては、ファシリテーション・ペイメントを「公務員等による定型的な行政手続に係る、手続の円滑化のみを目的としての少額の支払い」と定義した上、贈賄と見なされることを明記し、原則禁止の行為としています。

お取引先様に対する取り組み

贈収賄および不正な行為の禁止を定めた「基本購買方針」を遵守することに合意したお取引先様とのみ取引をしています。

また、不適切な利益の排除を定めた「シャープサプライチェーンCSR推進ガイドブック」をお取引先様にも遵守いただいています。

海外関係会社に対する取り組み

海外関係会社にも贈収賄などの腐敗防止を含む従業員が遵守すべき内容を規定した「コンプライアンス・ガイドブック」または「シャープコードオブコンダクト（シャープ行動規範の英語版）」を導入しています。

さらに、海外関係会社における贈収賄リスクを把握し、より実効性の高いチェック体制を構築するため、海外関係会社の贈収賄リスクの調査を行い、分析結果をもとに、拠点ごとの贈収賄リスクの高さ・性質に応じて、国内で採用している贈収賄リスク管理のプロセスの展開および贈収賄等の防止に関する規程の更新を推進してきました。

グループ内の啓発教育・徹底

国内外従業員への啓発として、贈収賄防止のための法令・事例の詳細を記載した社内ガイドブックや研修資料を作成・掲載して、さらに贈収賄防止に関する社内研修を毎年実施しています。加えて、国内関係会社向けのイントラネットおよび海外関係会社向けのグローバルイントラネットにて、贈収賄に関する事例および主要な問題点の分析・説明を日本語・英語・中国語の3言語で定期的に掲載し、国内外関係会社の従業員の贈収賄行為に関する理解・意識向上に取り組んでいます。

以上の取り組みの結果、2022年度においても各種贈収賄規制に関する違反事例は発生していません。

ガバナンス：コンプライアンス

あらゆる形態の腐敗防止、寄付金などの適正処理

寄付金などの適正処理

シャープ（株）および国内関係会社の寄付金・賛助金などの拠出については、2008年12月より適法性・合理性・透明性のある運用を行うことを目的に社内審査し、利益供与や不正支出を発生させない仕組みを構築しています。2022年度は12件の拠出審査を行いました。

なお、シャープ行動規範において「政治献金等については、関連する法令・社内ルールを遵守し、政治・行政との健全で責任ある関係を構築するという方針の下で、拠出する場合には透明性を確保し、かつ厳正に行います」と定めています。政治献金等を行う場合は、関連法令の遵守、必要な社内手続を実施しています。

反社会的勢力の排除

基本的な考え方

シャープは「反社会的勢力との関係を遮断・排除し、毅然とした態度で対応する」ことを基本方針とし、具体的行動指針として「シャープグループ企業行動憲章」に「正々堂々の経営」を掲げるとともに「シャープ行動規範」には、反社会的勢力排除に向けて「社会秩序の維持への協力を努め、反社会的な行為に関与しない」ことを明示しています。

反社会的勢力排除に向けた取り組み

シャープ（株）では「反社会的勢力の排除に関する規程」を制定し、規程に基づき反社会的取引の防止を推進するとともに、反社会的勢力への対応マニュアルなどを整備し、適宜改善しています。

反社会的勢力への対応については、警察署、顧問弁護士などの外部専門機関と速やかに連携できる体制を整え、定期的に外部専門機関などから情報を入手し、グループ内に周知徹底するとともに、入手した情報の管理を行っています。また、反社会的勢力への対応を含むコンプライアンス研修を年1回実施して周知徹底を図っています。

加えて、シャープ（株）および国内関係会社では、継続的な取引の基本となる契約書において反社会的勢力排除条項を導入しており、既存の取引先についても同等の内容を定めた覚書を締結するなど、反社会的勢力の排除に取り組んでいます。

ガバナンス：コンプライアンス

個人情報保護の取り組み

日本国内対応

シャープでは、個人情報の適切な管理の徹底を図り、漏えい事故を防止するため、コンプライアンス研修（eラーニングを含む）の定期的な実施に加え、個人情報を取り扱う業務に携わる従業員を対象とする個別研修会を開催しています。

実際の個人情報の取り扱いに際しては、個人情報保護の取り組みの実効性を担保するため、個々の個人情報の取り扱いに関する社内決裁手続において、個人情報保護に特化した合議部門を設定することにより、関係部門における個人情報の取得・委託・第三者への提供などに関する適切な管理の徹底を図っています。また、決裁の取得後は、当社独自の管理システムに顧客の個人情報に関する取得・保有・管理・利用・廃棄などの取扱状況を登録し、随時更新することにより継続的な把握・確認を可能にしています。

さらに、顧客の個人情報の全取得部門を対象に管理システムを活用した監査を実施し、登録するデータベースの内容に応じた取扱状況を確認するとともに、より厳しい管理が求められる特定部門に対しては現地監査を実施し、管理の徹底を図っています。

グローバル対応

欧州域内の個人データ保護を規定する規則である「GDPR（General Data Protection Regulation：一般データ保護規則）」の施行以降、世界各国でデータ保護規制が施行され、すでに各規制に基づく数多くの執行事例が発生していることから、データプロテクションの重要性はより一層高まっています。

シャープでは、欧州をはじめとする海外の個人データの取得・処理状況について、海外拠点との双方向での情報共有等を通じて、シャープグループ全体での実態調査およびリスク分析をテーマごとに定期的実施し、適切なプライバシーノーティス[※]の公表や必要契約の締結、社内規程の整備などを含む対応施策を講じています。加えて、グローバルな個人情報保護に関する法令の制定・改訂情報や制裁金事例を定期的に従業員へ発信し、国内外の従業員が閲覧可能な社内サイトに掲載するなど従業員への啓発を図っています。

また、米国カリフォルニア州の「CPRA（California Privacy Rights Act：プライバシー権法）」や中国の「PIPL（Personal Information Protection Law：中華人民共和国個人情報保護法）」などの各国のデータ保護規制に関する情報収集・分析を継続的に行い、実態調査およびデータ保護規制において求められる契約締結の推進など、個人情報の取り扱いに関わるグローバルなコンプライアンス施策を推進しています。

[※] 事業者がGDPRを含む海外の個人データ保護規制に基づいて適切に個人データを取り扱うことを表明する目的で、その対象となる方々に対して行う個人データの取扱いに関する事前の情報通知。

ガバナンス：コンプライアンス

適正な広告・宣伝／表示関連法遵守の取り組み

シャープでは、「誠意と創意」の経営信条のもと、商品・サービスの選択に役立つ正しい情報提供を通じて、お客様をはじめとするステークホルダーへの社会的責任を誠意をもって果たすため、適正な広告・宣伝活動ならびに「景品表示法」「薬機法^{※1}」「公正競争規約」などのルールへの遵守を「ビジネスリスクマネジメント規程^{※2}」における管理項目の1つとして位置付け、各種の対応策を実行しています。

法令違反などを未然に防止するための体制・ルール

日本国内の表示に関しては、社内規程により以下のとおり表示に対する基本的な考え方や、適正表示確認体制などを定めて運用を行っています。

- ①表示物作成関連部門と連携し、カタログおよびマス広告の発行前最終チェックを行う専任者の設置
- ②表現上の疑念について判断を行う、上級の会議体の設置（「表示審査会」「本社適正表示審議会」）
- ③家電公取協^{※3}が制定した、表示と景品に関する「公正競争規約^{※4}」に基づく運用
- ④客観的な指導・助言を得るための、公的団体^{※5}との緊密な連携

また、海外についても日本国内と同一の考え方に基づく「適正表示ガイドライン（Fair Expression Guidelines）」を定めた上で、現地の法律に従って適切に判断しています。

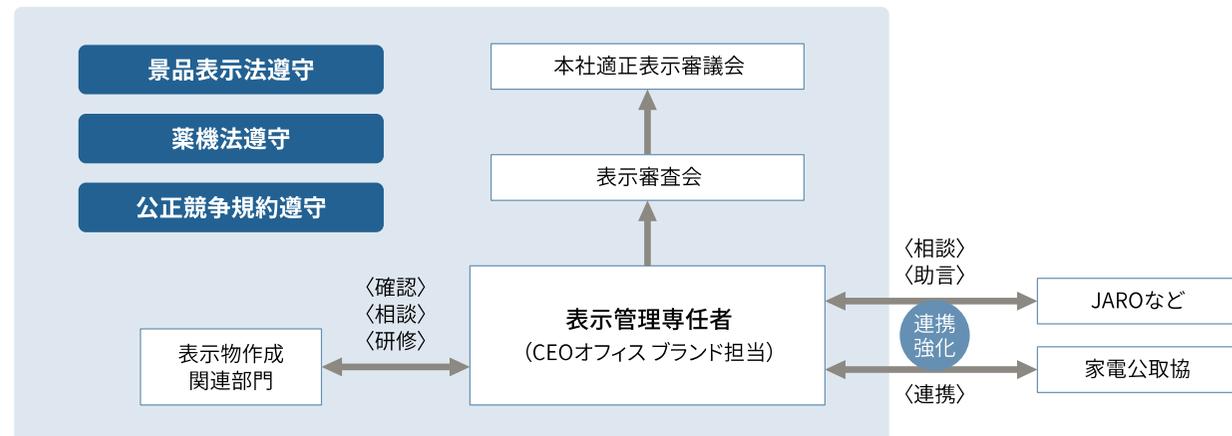
担当者のスキルアップを目指した啓発策

表示物作成部門に対する各種啓蒙策を実施しています。

- ①景品表示法／薬機法／公正競争規約に関する研修
- ②公的団体主催のセミナーを受講し、得られた直近の動向を社内向けにフィードバック
- ③イントラネット「景品・表示ポータルサイト」による各種情報の提供
 - ・法律／公的ガイドライン／社内規程資料
 - ・法規制改正情報

なお、2022年度において、シャープグループでは「景品表示法」および「薬機法」の違反事例はありませんでした。

■ 表示確認体制のイメージ



ステークホルダーとの連携の強化

2022年度より、家電公取協が会員社向けに新たに運用を開始した「公正競争規約eラーニング」に表示物作成部門や営業第一線の多数の従業員がエントリーし、表示や景品に関するカリキュラムの受講を進めています。

業界団体などのステークホルダーとの連携を強化し、新型コロナウイルス感染症流行の影響から挽回を図る過程での適切な販促活動の展開に努めています。

※1 医薬品医療機器等法。

※2 P.123 参照。

※3 公益社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会。

※4 家電公取協が制定し、消費者庁と公正取引委員会が認定した業界自主基準。

※5 家電公取協、公益社団法人 日本広告審査機構（JARO）など。

ガバナンス：コンプライアンス

税務管理の取り組み

税務方針

シャープは「誠意と創意」をもって健全な事業活動を推進し、社会の一員としての責任を果たします。「シャープグループ企業行動憲章」および「シャープ行動規範」では、全ての企業活動・業務遂行において、各国および各地域の法令・国際ルール・社内ルールを遵守するとともに、社会規範・企業倫理に則った「正々堂々の経営」を実践することを当社の基本方針としています。当社は、この基本方針に基づき、税法などの法令を遵守し、適正な納税と従業員に対する啓発を通じて税務コンプライアンスの維持・向上に努めています。

税務ガバナンス体制

シャープは、管理本部長が税務の責任者としてグループ全体を管轄します。グローバルな税務方針に基づき、グループ各社はそれぞれの事業に適用される税法や関連規制を理解し、遵守する責任があります。管理本部 経理部は、グループ各社をサポートし、グループ全体の税務に関する業務管理をすることで、税務リスクの低減に努めています。

シャープは、税務課題に直面した際には、対象となる日本国内外の関係会社と連携するとともに、必要に応じて税務専門家の助言を求め、課題に対処します。なお、重要性が高いと判断された課題については、トップマネジメントへ報告し、意思決定を行います。

適正な納税

シャープは、法令遵守を最優先とし、公正・適正な納税義務の履行に努めます。税務申告に当たっては、税制の立法趣旨から逸脱した行為や国際課税ルールに反する租税回避行為を行いません。通常の事業活動で利用可能な優遇税制を活用しながら、適切な納税に努めます。

2022年3月期に計上した法人所得税等は約170億円^{※1}（日本：64%、海外：36%^{※1}）でした。

※1 税務当局に提出している国別報告書に基づき掲載。

移転価格税制への対応

シャープグループ内の関連者間取引については、「OECD^{※2}移転価格ガイドライン」に従い、各社の機能やリスクに応じて「独立企業原則」に基づいた適切な価格設定を行うとともに、各国の法令に準拠した移転価格文書を作成しています。また、重要な取引については、税務当局との事前確認制度（APA：Advance Pricing Arrangement）を積極的に活用するなど、税務上の不確実性の低減や二重課税の防止に努めています。

税務当局との関係

シャープは、税務当局との良好な関係を維持するため、各国の税務当局の求めに対して適切かつ迅速な情報提供を行うなど、真摯な対応に努めています。税務上の指摘を受けた場合にはその是非について確認し、不服がある場合には異議申立ても選択肢にする一方、改善すべき点がある場合には迅速に改善措置を講じます。

※2 Organisation for Economic Co-operation and Development（経済協力開発機構）。

ガバナンス：イノベーションマネジメント

コーポレートR&Dの取り組み

研究開発本部の取り組み

研究開発本部では「社会にインパクトを与える世界初・世界一の独自技術により新しいエコシステムを構築し、新規事業創出・拡大することにより、持続可能な社会の実現に貢献する」というミッションに取り組んでいます。

ESGに重点を置いた経営の実践に向け、One SHARPの連携・協力関係により、デジタルヘルスケア領域における新たな事業展開の加速や、カーボンニュートラルへの貢献に向けた取り組みの強化を進めています。加えて技術革新が進むAI技術の応用により、インダストリーDXソリューションの拡大等で独自技術創出を推進しています。

社会課題が多様化・複雑化する中、サステナブル経営を実践するに当たり、変化を捉えた革新的なサービスやソリューション創出に向けた技術開発を通して、シャープの持続的な成長に貢献していきます。

特長的な取り組み

全社の更なる成長に向け、基幹エンジンとなる技術創出によるゲームチェンジャーを目指し、ライフイノベーション、グリーンイノベーション、インダストリーDX・AI応用、コミュニケーションイノベーションの実現に注力し、将来の持続的成長を牽引する新規事業の早期具現化に向けて取り組んでいます。

通信技術分野においては、当社は世界50か国以上で合計6,000件を超える通信規格必須特許を保有しており、多数のリーディングカンパニーにライセンス供与を行っています。

当社は、通信映像分野の規格・標準化活動にも積極的に参画し、各イノベーションやDXを実現する社会インフラの基盤構築に貢献しています。

また、オープンイノベーション活動の一環として、スタートアップの事業展開支援も含め、技術革新を生み出す企業間連携を推進しています。

■ ESG経営に向けた技術開発の方向性



さらには、研究開発成果を新たな事業領域に展開していくため、社内外との協業推進を担う専門部隊を本部内に設置し、DX事業を中心とした異業種共創にも積極的に取り組んでいます。

ガバナンス：イノベーションマネジメント

知的財産保護の取り組み

知的財産戦略および管理体制

シャープでは、知的財産戦略を経営上重要な戦略の1つとして位置付け、事業戦略や研究開発戦略と一体で推進しています。積極的な特許取得を推進することで、自社事業の優位性を高め、経営基盤の強化に努めています。2016年には知的財産部門のプロフィットセンター化を図るため、当該部門を分社化し、ScienBiziP Japan株式会社（SBPJ）を設立しました。シャープの製品、技術および事業を熟知したSBPJが、専門業務の質の向上と効率の改善をより一層強固に進めながら、高度なサービスを提供することで、知的財産経営の推進力を高め、シャープの先進技術から強い特許とさまざまな経済価値を生み出しています。

特許取得に関しては、事業毎に中核となる技術分野を明確化し、現場に密着した戦略的な特許出願を行っています。また、他社との協業あるいは産学連携などのアライアンス活動により生み出される有用特許の取得も積極的に行っています。

また、意匠・商標についても、ブランド戦略に基づいて、グローバルな出願・権利化を行っています。

知的財産の保護

シャープでは、知的財産を事業戦略・研究開発戦略と連動させながら最大限に活用するとともに、自社の知的財産権を保護し、第三者の知的財産権を尊重する姿勢を堅持しています。不当な侵害に対しては話し合いで解決することを基本としながらも、シャープの知的財産権を尊重していただけない場合は、裁判所など第三者の判断を仰ぐことも辞さない方針としています。

また、営業秘密の保護強化と特に重要なシャープ固有の生産技術・ノウハウなどの漏えい防止にも努めています。さらに近年、海外でのシャープブランド模倣品による影響が増大しており、取締当局、業界団体との連携などにより、その対策を推進しています。

ガバナンス：情報セキュリティ

情報セキュリティ

2022年度の目標	2022年度の実績	自己評価	2023年度の重点取り組み目標
<ul style="list-style-type: none"> ■ 国際標準規格ISO27001「情報セキュリティマネジメントシステム」認証更新審査への合格 ■ 従業員の情報セキュリティ意識をより向上させるため、過去の訓練を含め、訓練メールを見破れず開封した従業員に対する教育施策の強化、ならびに標的型メール攻撃訓練を実施する海外拠点の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国際標準規格「ISO27001」認証の継続取得（2022年6月30日更新） ■ 標的型メール攻撃訓練に適切な対応を取らなかった従業員への教育内容を、より実践的なものに更新、また海外関係会社の訓練実施対象の拡大（12社） 	★★	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国際標準規格ISO27001「情報セキュリティマネジメントシステム」認証更新審査への合格 ■ 標的型メール攻撃対策として、従業員教育施策の強化、ならびに海外関係会社における実施対象の拡大

自己評価：★★★目標を上回る成果があった ★★目標を達成 ★一定の成果があった

シャープは、情報および情報システムの安全かつ適切な管理と利用を行うため「情報セキュリティグローバル基本方針」を定め、情報セキュリティの確保に取り組んでいます。

また、情報セキュリティ強化の一環として、国際標準規格である「ISO27001」認証を2015年に取得し、適切な情報セキュリティマネジメントシステムを構築しています。

■ 「ISO27001」認証取得の概要

組織名	シャープ株式会社
認証登録範囲	<ul style="list-style-type: none"> ● コールセンターの企画、管理、運営業務、ユーザークレーム対応業務 ● 会員サイトの管理、運営業務 ● 全社の情報管理体制構築の推進業務
認証登録番号	IS 635826
認証機関	BSIグループジャパン株式会社
初回認証登録日	2015年6月30日

関連情報：> [情報セキュリティグローバル基本方針](#)

[情報セキュリティへの取り組み（ISO27001認証取得の概要）](#)

情報セキュリティ対策の取り組み

シャープでは、全従業員を対象として実施している「シャープ行動規範に基づくコンプライアンス学習」などを通じて、情報セキュリティに関連する社内ルールを周知徹底し、セキュリティ意識の向上を図っています。加えて、国内関係会社を対象として「情報セキュリティセルフチェック」を定期的を実施し、対策状況を確認することでグループ全体のセキュリティの維持向上を図っています。

また、従業員が直接対応することになる情報セキュリティリスクとして「標的型メール攻撃」を重要視し、模擬攻撃メールを用いた訓練の実施により対策の強化を図っています。

2022年度は、関係会社を含む国内の全従業員に対して、実在の攻撃メールを元に作成した模擬攻撃メールを複数タイプで発信し、対応を確認しました。適切な対応を取らなかった従業員には攻撃の危険性についての教育を実施し、意識の向上を図っています。今後も最新の攻撃手法を反映する形で訓練を実施するとともに、グローバルな視点から海外の関係会社での実施拡大による対策の強化を図ります。

さらに、外部への情報漏えいの対策として、社外公開Webサイトの脆弱性チェック、不正侵入防衛や不正サイトアクセス検知などを実施しており、今後も取り組みを強化することでセキュリティの維持向上を図ります。

ガバナンス：輸出入管理の取り組み

輸出入管理の取り組み

安全保障輸出管理

世界を取り巻く安全保障環境は、一部の国家による核兵器・ロケット等大量破壊兵器の開発を含む軍事力の強化や他国への武力行使、国家間の領土問題、国際テロの脅威などにより、国際秩序の不確実性が増しており不安定な状況にあります。他方、日本の安全保障輸出管理においては、大量破壊兵器や通常兵器の不拡散等を目的とする「外国為替及び外国貿易法（以下、外為法）」が整備され、厳格な運用が求められています。このような状況下において、シャープでは東西冷戦時代からいち早く対共産圏輸出規制「ココム規制」を社内運用に採り入れるなど、安全保障輸出管理に取り組んできました。

現在では技術革新が進み、民生用と軍事用の境目が曖昧になり、民生用であっても軍事用に転用できる軍民両用品（デュアルユース）などの懸念貨物が増加しています。また、世界情勢のさまざまな緊張化に対する各種制裁措置や、それに伴う各国の輸出管理法令の強化などにより、安全保障輸出管理における運用は複雑化に拍車がかかっています。

これらの状況に対応するため、シャープ（株）および国内関係会社では「シャープ行動規範」に安全保障輸出管理の徹底を行動規範として織り込み、外為法に基づく「安全保障輸出管理規程」を定めて、輸出管理体制を構築し、輸出管理の運用を行っています。

海外への輸出の際は、貨物／技術の該非判定、仕向け地や取引相手先／最終需要者の確認、用途に懸念がないかなどの社内審査を行っています。また、輸出管理法令が改正された際には、社内運用の見直しを迅速に図り法令遵守に努めています。さらには、米国の再輸出規制の管理も厳格に行っています。

シャープでは、このような輸出管理体制を維持するために、全従業員に対し、eラーニングなどを用いた各種の輸出管理教育を定期的実施しています。

これらの体制を維持、発展させ、今後も充実した輸出管理を実施していきます。

※1 貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備されていると税関が承認した輸出入者のこと。

※2 Department of Foreign Trade.

※3 Internal Compliance Program.

貿易管理

輸出入に際しては、関税法等に基づき適正な輸出入管理（貿易管理）を行うことが求められています。特に輸出入貨物のセキュリティについては、国内外のテロ組織への物資流出阻止のための貿易管理や、社会問題となっている不正薬物や知的財産侵害物品などの不法輸出入問題など、ロジスティクスにおける適正な管理がより一層に強く求められています。

当社は輸出入に関して特定輸出者※1および特例輸入者※1の承認を受け、貨物のセキュリティ管理、物流管理、通関手続管理、輸入消費税・関税納付など、輸出入の各過程における管理を法令に則って厳格に実施し、適正な輸出入に努めています。

これにより、税関手続の簡素化などのベネフィットを受けるとともに、世界的なサプライチェーンの安全確保に貢献しています。また、上記以外の国際宅配便や国際郵便、あるいは出張者や来訪者によるハンドキャリーなどを含む、多岐にわたる輸出入について、運用ルールの整理・更新、輸出入記録のシステム化、社内教育の徹底など、社内管理の強化を行い、適正な貿易管理を行うためのコンプライアンス体制を整えています。

今後も、適正な貿易管理を実施していきます。

取り組み事例

タイの生産拠点SATLでは、安全保障輸出管理に関する社内管理システムの構築に向けた取り組みを進めています。

一部の従業員がタイ国商務省外国貿易局（DFT※2）のICP※3インストラクター証明書を取得し、輸出管理に関係する従業員への研修を2023年3月に完了しました。また、DFTによるICP認証取得のための監査を5月に受審しています。

こうした取り組みにより、輸出手続上の法令遵守の徹底とシャープブランドへの信頼性向上を図っています。



ICPインストラクター証明書